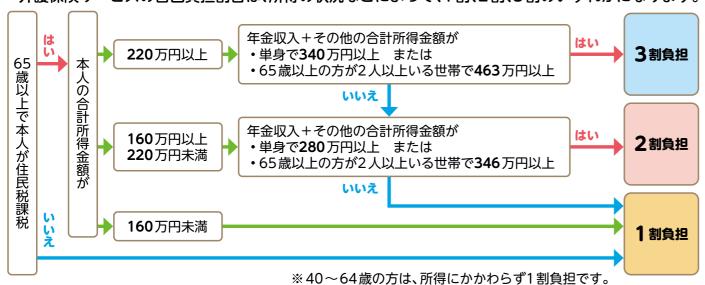
35

自己負担限度額と負担の軽減

介護保険サービスを利用したときは、原則として利用料の1~3割を支払います。 白己負担が重くなったときや、所得の低い方には負担を軽減するしくみもあります。

■介護保険サービスの自己負担割合と判定基準

介護保険サービスの自己負担割合は、所得の状況などによって、1割、2割、3割のいずれかになります。

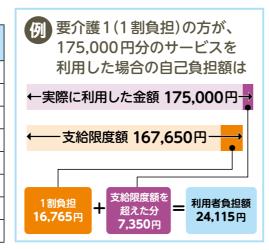


介護保険サービスは1~3割の自己負担で利用できます

介護保険サービスは、利用料の1~3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに 1カ月に1~3割負担で利用できる金額に上限(支給限度額)が設けられています(下表)。 限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

■介護保険サービスの支給限度額(1カ月)のめやす

要介護度 支給限度額 自己負担 (1割) 自己負担 (2割) 自己負担 (3割) 事業対象者 50,320円 5,032円 10,064円 15,096円 要支援 1 50,320円 5,032円 10,064円 15,096円 要支援 2 105,310円 10,531円 21,062円 31,593円 要介護 1 167,650円 16,765円 33,530円 50,295円 要介護 2 197,050円 19,705円 39,410円 59,115円 要介護 3 270,480円 27,048円 54,096円 81,144円 要介護 4 309,380円 30,938円 61,876円 92,814円 要介護 5 362,170円 36,217円 72,434円 108,651円							
要支援 1 50,320円 5,032円 10,064円 15,096円 要支援 2 105,310円 10,531円 21,062円 31,593円 要介護 1 167,650円 16,765円 33,530円 50,295円 要介護 2 197,050円 19,705円 39,410円 59,115円 要介護 3 270,480円 27,048円 54,096円 81,144円 要介護 4 309,380円 30,938円 61,876円 92,814円	要介護度	支給限度額					
要支援 2 105,310円 10,531円 21,062円 31,593円 要介護 1 167,650円 16,765円 33,530円 50,295円 要介護 2 197,050円 19,705円 39,410円 59,115円 要介護 3 270,480円 27,048円 54,096円 81,144円 要介護 4 309,380円 30,938円 61,876円 92,814円	事業対象者	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円		
要介護 1 167,650円 16,765円 33,530円 50,295円 要介護 2 197,050円 19,705円 39,410円 59,115円 要介護 3 270,480円 27,048円 54,096円 81,144円 要介護 4 309,380円 30,938円 61,876円 92,814円	要支援 1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円		
要介護 2 197,050円 19,705円 39,410円 59,115円 要介護 3 270,480円 27,048円 54,096円 81,144円 要介護 4 309,380円 30,938円 61,876円 92,814円	要支援 2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円		
要介護 3 270,480円 27,048円 54,096円 81,144円 要介護 4 309,380円 30,938円 61,876円 92,814円	要介護 1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円		
要介護 4 309,380円 30,938円 61,876円 92,814円	要介護 2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円		
	要介護 3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円		
要介護 5 362,170円 36,217円 72,434円 108,651円	要介護 4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円		
	要介護 5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円		



○上記金額は、標準地域の金額です。実際の支給限度額は、住んでいる地 域や利用したサービスにより異なります。

■支給限度額に含まれないサービス

- ●特定福祉用具購入
- ●居宅介護住宅改修
- ●特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型、短期利用を除く) ●地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)
- ●認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)
- ●介護保険施設に入所して利用するサービス
- ●居宅療養管理指導
- ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ※介護予防サービスについても同様です。

● 自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1~3割)の合計が高額になり、下記の限度 額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- ●給付を受けるには、茨城町への申請が必要です。
- ●施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は含まれません。

白己負担の限度額(月額)

区分	限度額			
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の方	140,100円(世帯)			
課税所得380万円以上690万円未満 (年収約770万円以上約1,160万円未満)の方	93,000円(世帯)			
住民税課税世帯で課税所得380万円(年収約770万円)未満の方	44,400円(世帯)			
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)			
・老齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)			
生活保護受給者の方等	15,000円(個人)			

●介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担 額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。(高額医療・高額介護合 算制度)

- ●給付を受けるには、茨城町への申請が必要です。
- ●同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- ●自己負担限度額を超える額が500円以下の場合は支給されません。

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額:毎年8月1日から翌年7月31日まで)

70歳未満の方

	区分	限度額
Ħ	901万円超	212万円
基準総所得額	600万円超~901万円以下	141万円
	210万円超~600万円以下	67万円
	210万円以下	60万円
住	民税非課税世帯	34万円

70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者

	区分	限度額			
課	690万円以上	212万円			
課税所得	380万円以上690万円未満	141万円			
	145万円以上380万円未満	67万円			
-	般 (住民税課税世帯の方)	56万円			
低	所得者(住民税非課税世帯の方)	31万円			
世帯の各収入から必要経費・控除を 差し引いたときに所得が0円になる 方(年金収入のみの場合80万円以下 の方)		19万円			

34